

教育に関する大綱の概要について

首長の大綱の策定は、住民の意向のより一層の反映と地方自治体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るための目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めるものではないが、策定に関する規定が平成 27 年 4 月 1 日に施行されたため、これ以降できるだけ速やかに総合教育会議において協議し、大綱を策定する必要がある。

なお、首長が定めるものとされているが、教育委員会の権限に属する事務の管理、執行権を首長に与えたものではない。

また、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、首長が総合教育会議において教育委員会と協議、調整し、当該計画を持って大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。